

もっと話そう、もっと伝えよう。

患者の安全を守るための共同行動 (PSA:Patient Safety Action)



医療事故の防止対策については、これまでも、医療関係者によって、種々の努力が行われていますが、今後とも一層の医療に対する信頼の確保が求められています。

厚生労働大臣の呼びかけにより、平成13年を「患者安全推進年」とし、「患者の安全を守るための共同行動(PSA)」を開始しました。

医療安全推進総合対策の実施状況

厚生労働省は、平成13年5月に「医療安全対策検討会議」を設置し、医療安全体制の確保に関する全般事項について検討。同検討会議は、平成14年4月に、今後の医療安全対策の基本的方向性と国が緊急に取り組むべき課題を示した「医療安全推進総合対策」を取りまとめました。本報告書の提言を踏まえ、総合的な医療安全対策を推進しています。

医療機関における安全対策

- 全ての病院(約9,300)、有床診療所(約16,000)に対し、一定の安全管理体制の構築を制度化(平成14年10月実施)
 - ①安全管理指針、②安全管理委員会、③事故等の院内報告、④安全管理研修
- 上記に加え、特定機能病院及び臨床研修病院に、安全管理者、安全管理部門、患者相談窓口の設置を制度化(平成15年4月実施)

医薬品・医療機器等にかかわる安全性向上

- 研究の推進(厚生労働科学研究)
 - ・医薬品の類似性を客観的かつ定量的に評価する手法の開発
 - ・人間の特性を考慮した医療機器の実用化研究推進、開発指導
- 関係業界団体への指導
 - ・医薬品・医療機器情報の提供、添付文書の標準化

医療安全に関する教育研修

- 国家試験の出題基準への位置付け
- 医師臨床研修等における医療安全に関する修得内容の明確化(平成16年4月実施)

医療安全を推進するための環境整備等

- 医療安全に有用な情報の提供
〔(財)日本医療機能評価機構による収集分析事業開始〕
 - ・ヒヤリ・ハット事例(平成13年10月～)、事故情報の収集・分析・提供(平成16年10月～)
- 都道府県等に医療安全支援センターを整備(平成16年5月、全都道府県に設置)
- 医療安全に必要な研究の計画的推進(厚生労働科学研究にて実施)

現在、社会保障審議会医療部会においては、平成18年の通常国会への法案提出を念頭に、医療提供体制の改革について審議が行われています。医療安全対策についても大きな柱の一つとされており、医療安全対策検討会議の報告書「今後の医療安全対策について」(平成17年6月)で示された提言を実現していくために議論が行われているところです。

医療安全推進週間 平成17年11月20～26日(毎年度11月25日を含む1週間)



PSAの一環として、平成13年度より、医療機関や医療関係団体等における取り組みの推進を図り、また、これらの取り組みについて国民の理解や認識を深めていただくことを目的として、「医療安全推進週間」が設けられています。

行政、医療関係団体、医療機関、製造団体等においては、この週間を中心として、医療安全向上のため、シンポジウムの開催、研修の実施など様々な取り組みを進めています。

安全な医療を提供するための10の要点

策定の趣旨 医療機関においては、医療安全に関する職員の意識啓発を進めるとともに、医療安全を推進する組織体制を構築していくことが求められます。そこで、医療機関における医療安全に関する基本的な考え方を標語の形式で取りまとめました。

- 策定の方針**
- 1) 医療機関で働く全ての職員を対象
 - 2) 医療の安全を確保するために基本となる理念を簡潔な表現でまとめた
 - 3) それぞれの医療機関が特性に応じた独自の標語を作成できるよう考慮



10の要点

- ① **根づかせよう安全文化 みんなの努力と活かすシステム**
(安全文化とは、患者の安全の実現を目指す態度・考え方・組織のあり方です)
- ② **安全高める患者の参加 対話が深める互いの理解**
(患者が医療に参加をするためには、患者と職員の対話による相互理解が大切です)
- ③ **共有しよう 私の経験 活用しよう あなたの教訓**
(事例の原因分析と改善策の共有、個人の責任追及ではなく問題解決型の取り組みが必要です)
- ④ **規則と手順 決めて 守って 見直して**
(規則や手順は文書化し遵守すること、見直しをするときは、関係部門同士の調整が必要です)
- ⑤ **部門の壁を乗り越えて 意見かわせる 職場をつくろう**
(多様な職種チーム医療の中で、率直に意見を伝え周りの意見には謙虚に耳を傾けること)
- ⑥ **先の危険を考えて 要点おさえて しっかり確認**
(起こりうる危険を見通すための、正しい知識と確認、「何か変」と感じる感性を持つこと)
- ⑦ **自分自身の健康管理 医療人の第一歩**
(健康管理と生活管理、そしてメンバーへの配慮をすること)
- ⑧ **事故予防 技術と工夫も取り入れて**
(積極的な情報技術の活用、機器や器具の選定と改善への意見や創意工夫)
- ⑨ **患者と薬を再確認 用法・用量 気をつけて**
(誤薬予防の「5つのR」(Right=正しい)・・・正しい患者・正しい薬剤名・正しい量・正しい投与経路・正しい時間)
- ⑩ **整えよう療養環境 つくりあげよう作業環境**
(整理整頓、清潔・清掃、機器の保守点検、正確な記録)

安全と信頼を築く相互理解。医療を支える知識と情報の共有。